

「邑楽町農業委員会の委員等の定数を定める条例」の制定について

◎ 条例制定の趣旨について

「農業委員会等に関する法律の改正」に伴い、平成 28 年 4 月から農業委員の選出方法が、選挙制と町長の選任制から、議会の同意を必要とする町長の任命制度へ変更になり、定数についても現行の半数程度とされました。

また、新たに、農業委員と連携し担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消などに取り組む農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することになりました。

つきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、政令で定める基準に従い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものです。

1 農業委員会の委員の定数 10 人程度

任命にあたっては、地区又は団体推薦、利害関係を有しない者の中立者推薦、公募等を予定しています。

●農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する第 5 条より

1 次のいずれかの農業委員会 (1) 農業者の数が 1,100 以下の農業委員会 (2) 農地面積が 1,300ha 以下の農業委員会	上限 14 人
2 1 及び 3 以外の農業委員会	上限 19 人
3 基準農業者数が 6,000 を超え、 かつ、農地面積が 5,000ha を超える農業委員会	上限 24 人

* 2015 年農林業センサスより、邑楽町農業者数 805 人・農地面積 1,500ha

* 上記から上限は 14 人となりますが、現行の委員定数 21 人（選挙委員 17 人、選任委員 4 人）の半数 10 人程度とします

2 農地利用最適化推進委員の定数 15 人程度

●農業委員会等に関する法律施行令第 8 条より

推進委員の定数は、政令においては、農地面積 100ha あたり 1 人とされています。邑楽町においては、農地面積が、1,500ha となっていることから定数の上限は、15 人となり、地区割りをを行い、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用集積等）の推進のため、推進委員を配置します。

推進委員は、地区又は団体推薦、公募等により農業委員会が委嘱します。